

綾瀬市暴力団排除条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

【解説】

平穏な市民生活の実現に向け、地域社会で暴力団排除を進めていくためには、市としての暴力団排除に対する取り組みの姿勢を明確にする市条例の制定が必要です。そのため、暴力団排除の意思を明確に表明し、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりを進めることを目的として規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。）をいう。
- (7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

に規定する指定管理者をいう。

【解説】

- (1) 「暴力団排除」とは、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響をなくすことをいいます。
- (2) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (3) 「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいいます。
- (4) 「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- (5) 「暴力団経営支配法人等」とは、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいいます。
- (6) 「市民」とは、住民登録の有無にかかわらず、市内に居住する者、市内で事業を行う者及び通勤、通学等の理由で一時的又は継続的にかかわらず市内に滞在する者をいいます。
- (7) 「指定管理者」とは、公の施設の管理及び運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体が包括的に代行する者をいいます。

参考

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

参考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団が社会全体に悪影響を与える存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

【解説】

暴力団を排除していくため、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるということをあらためて認識するとともに、暴力団排除・暴

力追放として広く普及している概念の「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に協力しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を旨として、市、他の地方公共団体、事業者、事業者団体、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が一丸となり、暴力団排除に取り組むべき姿勢について規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の2第1項の規定により神奈川県公安委員会の指定を受けた者をいう。）と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、神奈川県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

市は、その責務として、国、他の地方公共団体その他暴力団を排除する団体と提携を図ることにより、暴力団排除に関する施策を総合的に推進すること及び暴力団排除に資する情報をこれらの団体に対して提供することを規定しています。

参考

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第32条の2 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に1を限って、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 次項第3号から第5号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第3項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。

(3) その他次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うために必要なものとして

国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

- 2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
 - (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
 - (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
 - (6) 公安委員会の委託を受けて第14条第2項の講習を行うこと。
 - (7) 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務を助けること。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
 - (10) 前各号の事業に附帯する事業

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【解説】

暴力団排除に関する市民の役割の重要性を踏まえ、暴力団排除に積極的な役割を果たすことや市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

（市職員等への不当要求に対する措置）

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求（以下「不当要求」という。）に対して適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措

置を講ずるものとする。

- 2 市は、指定管理者が公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理業務における不当要求に対して適切に対応するための必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

職員や指定管理者が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するための市が講ずべき必要な措置を規定しています。

参考

地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）を当該事務の執行から排除するための必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市の契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長等することがないようにするため市が講ずべき必要な措置を規定しています。

「暴力団員等と密接な関係を有するもの」とは、

- ・ 暴力団員等が役員となっている事業者

- ・ 暴力団員等の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配している事業者
- ・ 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- ・ 暴力団員等であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ・ 暴力団員等に経済上の利益や便宜をしている者
- ・ 役員等が暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者

(給付金の交付等における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付けにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

給付金の交付事業により暴力団の活動を助長等することがないようにするため市が講ずべき必要な措置を規定しています。

(公の施設における暴力団排除)

第9条 市は、公の施設の管理を暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならない。

- 2 市長、教育委員会及び指定管理者は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用の承認若しくは許可又は利用の承認（以下「承認等」という。）について定める他の条例（集団的に、又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、承認等をせず、又は承認等を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、承認等をせず、又は承認等を取り消すことができる。

【解説】

暴力団関係者に公の施設を管理させることを禁止するとともに、公の施設の利用が暴力団の利益にならないよう利用の承認をしないこと又は利用の承認を取り消すことができる等の必要な措置を規定しています。指定管理者制度を導入している施設も同様に周知し、徹底を図っていきます。

(意見の聴取)

第10条 第7条から前条までの規定により暴力団排除をしようとする場合において必要があると認めるときは、市長（同条の規定により暴力団排除をしようとする場合にあつては、市長及び教育委員会）は、神奈川県警察本部長の意見を聴くものとする。

【解説】

暴力団排除をしようとする場合において、神奈川県警察本部長の意見を聴くことについて規定しています。

(市民に対する支援)

第11条 市は、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

市民が暴力団排除のため積極的な役割を果たすことができるよう、市が保有する暴力団の活動実態や暴力団情勢等の暴力団排除の活動に資する情報を提供するとともに、暴力団排除のための活動全般を支援することを規定しています。

参考

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

市民に対する暴力団排除に関する理解を深めるために、市が実施すべき広報及び啓発について規定しています。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第13条 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

【解説】

国、他の地方公共団体に対し、情報の収集その他必要な協力を求めることができることを規定しています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほかに、この条例の施行に必要な事項がある場合は、市長が規則等において定めることができることを規定しています。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

【解説】

この条例の一般的、現実的に発動し、作用する期日を定めたものです。